

○狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第4項の規定による最低敷地面積)

第2条 市街化調整区域における開発行為を行う場合において、法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条第13号に掲げる開発行為その他やむを得ない事由を有するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

(法第34条第11号の規定による区域の指定)

第3条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、住宅の建築を目的に区域区分に関する都市計画が決定された日前から造成された一団の土地として規則で定めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、おおむね50以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）の敷地が、おおむね50メートル以内の間隔で連たんしている地域として規則で定める区域（以下「既存の集落」という。）に存する土地であつて、かつ、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前から建築物の敷地として規則で定める土地は、法第34条第11号の規定により指定する土地の区域とする。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）の項に掲げる建築物（用途地域が定められている区域にあつては、当該用途地域の用途に適合する建築物）以外の建築物とする。

(法第34条第12号の規定により定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為に

については、この限りでない。

- (1) 狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）第2条に規定する基本構想に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で次のいずれかに該当するもの  
ア 既存の集落に区域区分日前から自己又はその親族が所有する土地において行うもの  
イ 本市又は本市に隣接する市の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が、既存の集落に自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの  
ウ 本市又は本市に隣接する市の市街化調整区域に区域区分日前から居住する親族を有する者が、区域区分日前から自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの
- (3) 20年以上居住する本市の市街化調整区域の土地又は当該土地からおおむね50メートル以内に存する土地において、自己の業務の用に供する小規模な建築物であって規則で定めるものを建築する目的で行う開発行為
- (4) 法律により土地を収用することができる事業の施行に伴い、自己の所有する建築物の移転又は除却をする者が、当該建築物と同一の用途の建築物を建築する目的で行う開発行為
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を建築する目的で行う開発行為
- (6) 建築基準法第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為
- (7) 市街化調整区域に居住している者が地域的な共同活動を行うために必要な集会施設を当該市街化調整区域において建築する目的で行う開発行為
- (8) 現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の用途の建築物を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為

2 市長は、前項第1号の規定により土地の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 第1項第1号の土地の区域の指定に係る規定及び前項の規定は、第1項第1号の予定建築物の用途の変更及び同号の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)

第6条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令第29条の9各号に掲げる土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更

(2) 前条第1項第2号から第7号までに掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3) 1ヘクタール未満の墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地をいう。)又は運動・レジャー施設である工作物の管理に必要な建築物の新築

(4) 現に存する建築物が建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、破産手続開始の決定その他やむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う、次のいずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更

ア現に存する建築物と用途が同一の建築物

イ現に存する建築物と用途が類似するものとして規則で定める建築物

ウ建築基準法別表第2(ろ)の項に掲げる建築物(用途地域が定められている区域にあっては、当該用途地域の用途に適合する建築物)。ただし、既存の集落に存するものに限る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた申請に対する開発許可等の基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月19日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第2号の規定は、平成20年4月1日以後にされた申請に対する開発許可について適用し、同日前にされた申請に対する開発許可については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第15号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月20日条例第29号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。